

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和6年4月30日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、デジタル推進課、財政課（契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所、男女共同参画推進室）、安全安心課、市民スポーツ課（国体推進室）

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、健康保険課、高齢福祉課、健康増進課（新型コロナワクチン接種推進室）

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

4 監査の日程

令和5年12月18日から令和6年2月19日まで（38日間）

5 監査対象年度

令和5年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

監査の執行者

鹿屋市監査委員 大 藺 純 広

同 櫛 下 俊 朗

同 西 藺 美恵子（3月21日まで）

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

収入について

・ 調定について

鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表により、収入決定権者は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めたときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないと規定されているが、交付決定通知書の收受時点で、調定書により徴収の決定がされていない状況が見受けられた。

（総務部 総務課、市民生活部 安全安心課、保健福祉部 高齢福祉課）

(2) 行政監査の結果

市内出張命令について

鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま、出張している状況等が見受けられた。

（市長公室 政策推進課、地域活力推進課、保健福祉部 子育て支援課）

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務及び事務管理において、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。